

## **声明** 日本学術会議会員候補の任命拒否に抗議し、撤回を求める

文芸教育研究協議会全国委員会 2020.10.6

日本学術会議は、戦時下の科学者の戦争協力、ファシズム翼賛体制を支えたという深い反省から設立され、憲法 23 条「学問の自由」から導かれる同会議の独立性・自律性を政府も歴代首相も認めてきた。日本学術会議・会員も学術の発展に大きな役割を果たし、結果として文化国家建設のため、ひいては国民の利益に寄与してきた。

今回の菅首相による政府の意向と異なる者を排除する任命拒否は、従来の政府・歴代首相見解の変更に止まらず、学術研究の独立性と憲法の保障する「学問の自由」「思想・信条の自由」を否定する行為であり、大学およびすべての研究機関にとって座視するわけにはいかない。憲法の根幹にかかわる事項を、先の「安保法制」に続き、時の権力者が恣意的に解釈を変更する暴挙がまかり通れば、法治国家・民主主義社会の破壊につながるのは必至である。

「前例主義を見直す」「会員は国家公務員だから任命権は政府にある」「総合的・俯瞰的に判断」などの理由付けは論点ずらしの詭弁であり、問題の核心は「学問の自由」を尊重し、遵守するかどうかである。

私たちは、10 月 2 日同会議が出した撤回を求める要望書と行動を支持する。菅首相に対し、憲法と日本学術会議法に基づき速やかに 6 名の任命をおこなうことを強く求める。